



愛知労働局発表
平成30年10月29日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課
監督課長 中村 隆
統括特別司法監督官 祖父江孝治
電話 052-972-0253

報道関係者 各位

11月は「過労死等防止啓発月間」です

愛知労働局（局長 高崎真一）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムや電話相談などの取組を行います。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について県民の関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

【取組概要】

1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

過労死等を防止することの重要性について県民の関心と理解を深めるためのシンポジウムを開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

日時：平成30年11月20日（火） 13：30～16：20

場所：名古屋国際センター 別棟ホール

名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

2 過重労働解消のためのセミナーの開催

過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、参考となる取組事例を紹介する企業向けセミナーを開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

日時：平成30年11月22日（木） 14：00～16：30

場所：アイ・エム・ワイ imyホール（3階大会議室）

名古屋市東区葵3丁目7番14号

3 労使団体に対する要請

県下の各労使団体に対して、休暇の取得促進、長時間労働の削減をはじめとした「働き方の見直し」に向けた協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

4 電話相談の実施

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、労働局の担当官が相談に対応します。

日時：平成30年11月4日（日） 9:00～17:00

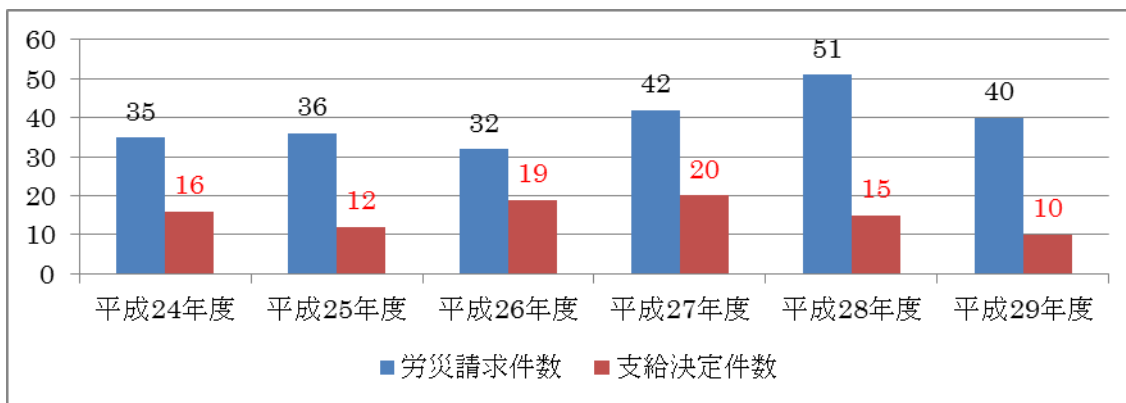
フリーダイヤル：0120(794)713

（なくしましょう 長い残業）

5 重点監督の実施

各種情報や過重労働解消相談ダイヤルの結果などをもとに、過重労働や賃金不払残業などを行う企業に対する監督指導を集中的に実施します。

【脳・心臓疾患の労災請求及び支給決定件数】



【精神障害の労災請求及び支給決定件数】

